

与論町防災センターの設置及び管理に関する条例（昭和58年4月1日条例第5号）

最終改正:平成24年10月1日条例第19号

改正内容:平成24年10月1日条例第19号 [平成24年10月1日]

○与論町防災センターの設置及び管理に関する条例

昭和58年4月1日条例第5号

改正

平成24年10月1日条例第19号

与論町防災センターの設置及び管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、与論町防災センター（以下「防災センター」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 地域住民の連帯意識に基づく自主防災活動を推進し、地域ぐるみの防災体制を確立、防災意識の高揚を図るため、防災センターを設置する。

（名称及び位置）

第3条 防災センターの名称及び位置は次の各号に掲げるとおりとする。

（1）名称 与論町防災センター

（2）位置 与論町大字茶花2045番地3

（利用の許可）

第4条 防災センターを利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、防災センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を附することができる。

（利用の不許可）

第5条 町長は、防災センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上支障があると認めるときは、防災センターの利用を許可しない。

（1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（2）施設、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

（3）営利を目的として利用するとき。

（4）前各号に掲げるもののほか、町長において利用させることが適当でないと認めるとき。

（利用者の義務）

第6条 防災センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、この条例及びこれに基づく規則の規定、第4条第2項の規定により利用の許可に附された条件並びに町長の指示に従わなければならない。

（利用の許可の取消し）

第7条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上必要があると認めるときは、防災センターの利用の許可を取り消すことができる。

（1）第5条各号に掲げる事由に該当したとき。

（2）前条の規定に違反したとき。

（損害賠償）

第8条 利用者は、施設、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長において損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第19号）

この条例は、平成24年10月1日から施行する。